

## 区長への委嘱に関する検討について 【21.11.13 長野市区長会臨時常任理事会資料】

### 1 趣 旨

平成 22 年度以降も区長への委嘱を継続する場合の課題と問題点を整理し、議論の参考とするもの。

### 2 現在の区長等の位置付け

区や自治会、またその代表者としての区長は、本来的に行政の意思とは無関係に、住民によって自発的に組織及び選出されているものである。

- (1) 区長は、長野市区長設置規則により規定されている。(別紙参照)
- (2) 460 の行政連絡区に関する直接の規定はなく、区長設置に連動するものとして、地域で定めたものを市が追認している。よって、その新設、統合及び分割は地域に委ねられている点は従前どおりである。

### 3 これまでの経過について

#### (1) 長野市区長会の取り組み

##### ① 平成 18 年 12 月 5 日 「都市内分権に関する提言書」

「住民自治協議会」は、地域を代表する組織としての機能発現を掲げていることから、以って当会の役割は協議会に須らく移行され、歴史的に使命も終結するものと思料しております。

##### ②平成 20 年 9 月 5 日 「区長委嘱制度廃止後の区長のあり方について（指針）」

- 1 区長委嘱制度の廃止を契機として、住民自らが自分たちの住む地域をより暮らしやすいものにしていくという住民自治の原点を再確認するとともに、これを区長本来の姿への回帰と位置付けるものである。
- 2 区長委嘱制度の廃止は、市から強制的に課されている職務を解くものであるが、住民から民主的な方法により選出された区長が持つ本来の役割については何ら変わらないものである。
- 3 区長が持つ本来の役割とは、住民の協力の下、所管するコミュニティの善良な運営や諸課題の解決を通じて、生活環境の維持・改善や福祉向上へ向けた不断の努力により、住民の信託に応えることである。

##### ③平成 20 年 9 月 30 日 「住民自治協議会の法的根拠を定めることに関する提言」

平成 22 年度から住民自治協議会が地区を代表する組織としての機能を果たし、区長を要として区や自治会等と一体的かつ効果的な活動を行うために、住民自治協議会の正当性・適格性を市が認め、協働のパートナーとして明確に位置付ける必要があると考えるに至りました。

提言

平成 22 年度までのできるだけ早い時期に、地区を代表する組織としての住民自治協議会に関する法的根拠の整備を求める。

- (2) 平成20年7月7日 長野市区長会と市の共催研修会での配布資料  
(別紙)「住民自治協議会」づくりをめぐる諸課題について  
帝塚山大学大学院 中川幾郎 氏

#### 4 区長委嘱の継続を求める意見の整理

##### (1) 区長には公的位置付けが必要である

- ◆ 区長が行う業務のうち行政と関わる部分(委員の推薦や行政連絡等)は、公的位置づけがなければ(何らかの権限がなければ)できない。

##### (2) 区長への委嘱を解消することは区長制度(区や自治会の仕組み)が壊れることにつながる懸念がある

- ◆ 住民の自発的な行為・精神論だけでは、区長制度(区や自治会)の継続を前提することは無理があるのではないか。

##### (3) 住民自治協議会の中で区長の権威が失墜している

- ◆ 区長は地域の総合的代表者の立場で、各種団体役員等を推薦してきたのに、その人と区長が住民自治協議会の中では同等になるのはおかしい。

#### 5 区長委嘱を継続した場合の課題と問題点

##### (1) 条例に基づき市と協定を締結した住民自治協議会と、市長から委嘱を受けた区長(会)とが、二重権力・窓口構造を生み出し、あたかも両者が別物であるような錯覚のもと、課題解決の際に困難な地域運営を強いられることが懸念されます。

また、区長に特定業務を委嘱することは、結果的に市が「地区」と「区」の役割分担を規定することとなり、地区を代表する組織としての住民自治協議会本来の意義が失われる懸念があります。

##### (2) 一般住民が区長業務の特殊性を理解することは困難な面があり、委嘱を受けた区長とその他役員との間に、不平・不満や対立構造を生み出すことが懸念されます。現に、他の委嘱者からの委嘱復活要望や連合組織の復活を望む動きも見え隠れしています。

##### (3) 他の委嘱・各種団体を発展的に解消できない事態となった場合は、一括交付金の実施、住民自治協議会の存続が危うくなるのみならず、都市内分権の取り組み自体が頓挫する懸念があります。

##### (4) 区長に依頼する業務の経費の取り扱いを検討する必要が生じます。

「地域いきいき運営交付金」(一括交付金)に含める場合は、区長が使う経費なのに住民自治協議会が用途を決定できるという矛盾が生じます。

一方、区長に直接支給しようとする場合は、その分だけ「地域いきいき運営交付

金」の額が減るとともに、委嘱による業務量の確定（臨時的・地域個別的なものがほとんどであると想定）とその必要経費の積算及び合意形成に困難が予想されます。

(5) 住民自治協議会のこれまでにない可能性に期待してきた住民から、区長又は区長会に対する相当な反発が懸念されます。

(6) 長年にわたって代々の区長会が検討し、態度表明してきたことが、実施前に崩れることになり、その方々の思いや考え方が生かされない。

## 長野市区長設置規則

(設置)

第1条 市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るため、本市の行政区域内に区長を置く。

(任務)

第2条 区長は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広報及び広聴に関する事務
- (2) 市からの伝達等に関する事務
- (3) 市が指定する調査及び報告に関する事務
- (4) その他市長が必要と認める事務

(委嘱等)

第3条 市長は、行政区域内の住民の中から民主的な方法によって選ばれた者で、適当と認めるものを、区長として委嘱するものとする。

2 前項の規定による区長の委嘱は、当該行政区域を所管する支所（長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第9号）別表に掲げる支所をいう。）の支所長及び総務部地域振興課長の内申に基づき、行うものとする。

(経費)

第4条 市長は、第2条の事務を処理するために要する費用を、毎年度予算の範囲内で、区長に交付するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

以下、略